

学校保健・学校医のしおり



和歌山県医師会
和歌山県学校医会

「学校保健・学校医のしおり」の使用方法

1. 構成

本しおりは、学校保健に携わる学校医として行うべき活動を8つの章に分けています。

I	児童生徒等の健康診断	2
II	就学時の健康診断及び就学指導	4
III	健康相談・学校訪問	6
IV	学校保健委員会	8
V	講習会・研修会への参加	10
VI	健康教育・保健指導	12
VII	教職員の健康診断・相談事例	14
VIII	学校医の職務執行の準則	16

左ページは各章に関する法律や活動の意義などを解説しています。

右ページは活動記録を記入することができます。

本しおりは、学校保健・学校医の役割を再確認し、ご自身の学校医活動の参考にしていただく記録手帳としてご活用下さい。

～ はじめに ～

近年、学校現場では、情報化、少子化など社会環境や生活様式の急激な変化に伴い、様々な健康課題が多様化、複雑化しているなか、子供たちが健やかに成長するうえで、学校医の活躍に以前にも増して期待が寄せられています。また当然ながら、学校医活動の充実は、児童・生徒にとどまらず、家庭や地域の保健を考える上でも重要であり、児童・生徒の生涯にわたる自己健康管理につながるのではないかと考えられます。

このような中、学校医のさらなる資質向上が求められ、学校医として地域医療の一端を担っていることへの矜持、さらには学校医の地位向上に役立てていただくための参考資料として「学校保健・学校医のしおり」を作成しました。本しおりは、学校保健・学校医の役割を確認し、ご自身の学校医活動の参考にさせていただき記録手帳としても活用できるようになっています。

つきましては、是非、本しおりを利活用いただきますとともに、先生方の今後の学校医活動に役立つことを期待しています。

2018年4月

和歌山県医師会長

寺 下 浩 彰

和歌山県学校医会長

木 下 智 弘



I 児童生徒等の健康診断（学校保健安全法第十三条）

定期健康診断 毎年6月30日までに実施。（学校保健安全法施行規則第五条）

・検査の項目（同法施行規則第六条）

- ①身長及び体重（※2016年より座高検査を必須項目から削除）
留意事項：身長曲線・体重曲線の活用による発育の評価について
座高の検査を必須項目から削除したことに伴い、児童生徒等の発育を評価する上で、身長曲線・体重曲線等を積極的に活用することが重要となる。
- ②栄養状態
- ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
（※四肢の状態を必須項目に追加）
- ④視力及び聴力（※希望者に色覚検査の実施）
- ⑤眼の疾病及び異常の有無
- ⑥耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧結核の有無
- ⑨心臓の疾病及び異常の有無
- ⑩尿
- ⑪その他の疾病及び異常の有無
（※寄生虫卵検査を必須項目から削除、保健調査を毎年実施）

【学校保健安全法施行規則の一部改正等（2016年4月）】

・事後措置（同法施行規則第九条）

学校においては、健康診断後21日以内に、該当する者及び保護者に対して、その結果の通知とともに“事後措置”をとらなければならない。学校医は事後措置が完遂されているか、校長、養護教員等に必ず確認してください。

臨時健康診断 必要な検査項目について行う。（同法施行規則第十条）

- ①感染症又は食中毒の発生したとき
- ②風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき
- ③夏季における休業日の直前又は直後
- ④結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要があるとき
- ⑤卒業のとき

学校医は健康診断のときだけ「招かれる」のではなく、次章の健康相談・学校保健委員会・健康教育など、積極的に学校現場に関わることが望ましい。

（注）持久走・遠足・修学旅行・水泳などの行事前に実施する児童・生徒の健康チェックは、必要と認めた児童生徒を対象として、健康診断ではなく“健康相談”として対応する。

●定期健康診断の記録

実施日時							学校名
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	

●臨時健康診断の記録

実施日時							学校名
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	

Ⅱ 就学時の健康診断及び就学指導(学校保健安全法第十一条、十二条)

市町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあたって、その健康診断を行われなければならない。

(注)本来、学校医の職務ではないが、慣例的に市町村の教育委員会の求めにより就学時の健康診断に従事している。

- ・健康診断の結果、健康上の理由などがある場合には、就学指導委員会等の判断によって、就学義務の猶予・免除または特別支援学校あるいは特別支援学級への就学が指導される場合がある。

・検査の項目(学校保健安全法施行規則第三条)

- ①栄養状態
- ②脊柱疾病及び異常の有無
- ③胸郭の異常の有無
- ④視力
- ⑤聴力
- ⑥眼の疾病及び異常の有無
- ⑦耳鼻咽喉頭疾患の有無
- ⑧皮膚疾患の有無
- ⑨歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑩その他の疾病及び異常の有無



●就学時健康診断の記録

実施日時							学校名
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	
年	月	日	時	分から	時	分まで	

Ⅲ 健康相談・学校訪問

健康相談は、学校保健安全法第八条に規定されています。

その対象は、昭和33年6月16日文部省体育局長通知「学校保健法および同法施行令等の施行に伴う実施基準について」（文体保第55号）により、下記のように定められています。

- (1)健康相談は、次に掲げるようなものを対象として、実施するものであること。
 - ①健康診断の結果、継続的な観察および指導を必要とする者
 - ②日常の健康観察の結果、継続的な観察および指導を必要とする者
 - ③病欠がちな者
 - ④児童、生徒等で自らが心身の異常に気付いて健康相談の必要を認めた者
 - ⑤保護者が当該児童、生徒等の状態から健康相談の必要を認めた者
 - ⑥修学旅行、遠足、運動会、対外運動競技等の学校行事への参加の場合において必要と認めた者

- (2)健康相談は、校長が学校医または学校歯科医に行わせ、健康相談には、担任の教員が立ち合うものとし、必要に応じ保護者も立ち合うことが適当であること。

- (3)健康相談は、毎月定期的に、および必要があるときには臨時に、時刻を定めて行うこととし、保健室において行うものとする。

健康相談は、学校医が携わる学校保健分野では特に重要な業務の一つです。健康相談のため、学校を訪問することで学校現場の実態を知ることができます。学校現場が健康相談を利用しやすいように、学校医は積極的に学校を訪問することも必要です。

持久走、遠足、修学旅行、水泳授業の前などにする児童・生徒の健康チェックは健康相談です。

●健康相談・学校訪問の記録

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
事後措置	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
事後措置	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
事後措置	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
事後措置	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
事後措置	

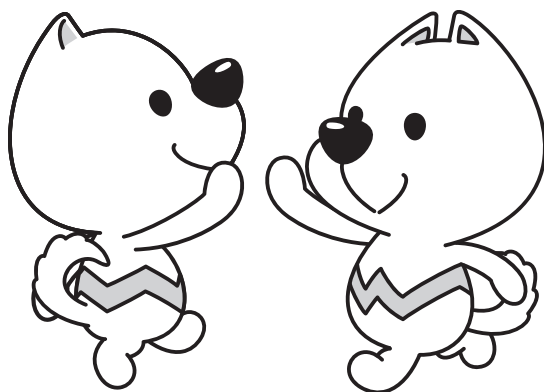
IV 学校保健委員会

児童の健康の保持増進に関わる活動には、組織的、計画的活動の展開が必要です。そのためには、学校職員だけでなく、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、教育委員会、保健所等の関係諸機関やPTAおよび地域住民の協力により児童の生活全領域にわたる保健安全活動の推進を図ることが必要です。その実践活動の一つが学校保健委員会です。学校保健委員会が活発になることで、「学校」「家庭」「地域社会」と連携した学校保健の取組ができることとなります。

また、子供自身の健康的な生活行動の確立などを目指した実践と家庭、地域社会の支援を通して、健康な生活向上に必要な資質や能力を子供に培うことでもあり、その活性化は子供に「生きる力」を育むこととなります。

1950年の小学校保健計画実施要領では毎月1回開催することになっていました。日本学校保健会は各学期に1～2回、目標として年に5～6回の開催を推奨しています。学校行事の関係もあり、各学校により開催回数は異なりますが、学校保健委員会を有意義な機会とするためには年度内に2回以上開催されることが望まれます。

多くの場合、学校医が参加する学校保健委員会は、年に1回程度になっていると思われませんが、学校医は出来る限りこの会に出席し、学校現場・保護者・地域関係者に向けて積極的に助言・提言をしてください。



●学校保健委員会の記録

学 校	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
テ ー マ	
内 容	

学 校	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
テ ー マ	
内 容	

学 校	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
テ ー マ	
内 容	

学 校	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
テ ー マ	
内 容	

V 講習会・研修会への参加

近年、学校環境や子供の健康課題の多様化により、学校医に求められることは日々変化し、高度化しています。これに応えるためには、学校医は学校保健・学校医関係の講習会や研修会にできる限り参加して、自己研鑽に努めることが必要です。

郡市医師会あるいは臨床分野の学会、教育関係の講演などの学校保健に関する会には、積極的に参加することが望まれます。

[主な講習会・研修会] ※カッコ内は例年の開催時期

- ◎近畿医師会連合学校医研究協議会総会（1～2月）
- ◎和歌山県学校医研修会（1月）
- ◎日本医師会母子保健講習会（2月）
- ◎日本医師会学校保健講習会（2～3月）
- ◎和歌山県学校保健研究大会（11月）
- ◎全国学校保健・学校医大会（11月）
- ◎郡市医師会主催の学校保健・学校医に関する研修会等（随時）
- ◎その他



●講習会・研修会の記録

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
会の名称	
内 容	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
会の名称	
内 容	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
会の名称	
内 容	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
会の名称	
内 容	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
会の名称	
内 容	

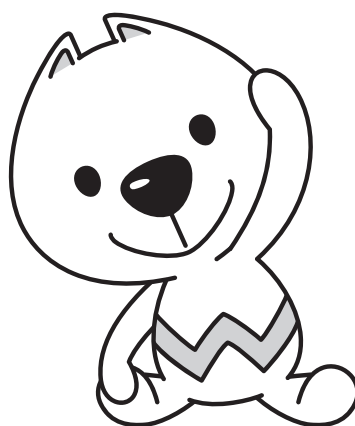
VI 健康教育・保健指導

学校医が学校現場に出向いて児童生徒や教職員、保護者に健康教育をすることは、学校保健の質の向上に大いに役立ちます。

また、学校医自身も学校に出向いて児童生徒、教員と直接関与する時間を持つことで、学校の実態を知る一助にもなります。

以前は、教員免許がなければ学校における授業はできませんでしたが、現在は法的にも特別非常勤講師が定められており、社会人が直接学校現場で授業をすることができます。学校医も学校から健康教育の依頼があれば、出来る範囲で結構ですので引き受けてください。学校現場の子供たちに直接語りかけることは、子供たちも喜びますし、自身の刺激にもなります。

喫煙防止、薬物・アルコール予防、アレルギー疾患対策、がん教育、感染症、生活習慣等の健康課題など。



●健康教育・保健指導の記録

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	

Ⅶ 教職員の健康診断・相談事例

学校の設置者からの求めにより実施。
ただし、多くの学校では、設置者と外部の検診機関との契約で行われている。

職員の健康診断 (学校保健安全法第十五条)

- ・実施時期：学校設置者が定める適切な時期 (同法施行規則第十二条)
 - ・検査の項目 (同法施行規則第十三条)
 - ①身長 (20歳以上で省略可)・体重及び腹囲 (40歳未満 (35歳を除く) は省略可)
(※生活習慣病対策のためBMI・腹囲のチェックは必要と認めたとき)
 - ②視力及び聴力
 - ③結核の有無
 - ④血圧
 - ⑤尿
 - ⑥胃の疾病及び異常の有無 (40歳未満は省略可、妊娠中の女子職員は除く)
 - ⑦貧血検査
 - ⑧肝機能検査
 - ⑨血中脂質検査
 - ⑩血糖検査
 - ⑪心電図検査
 - ⑫その他の疾病及び異常の有無
- (40歳未満 (35歳を除く) は省略可)

職員健康相談 (産業医または学校医 (健康管理医) として)

2015年度の労働安全衛生法一部改正により、教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック) に係る医師による面接指導の実施が求められています。産業医または学校医 (健康管理医) が教職員の健康診断や健康相談を行い、メンタルヘルスのケアが必要と判断した場合には、専門医に紹介してください。

学校現場との相談事例

学校医は教職員との関係を密にすることで学校現場の実情を知ることが出来ます。実情を知らずに学校保健の向上に役立つ助言・提言が出来ません。学校医は機会があるごとに学校現場に出向いて養護教員やその他の教職員と面談することが学校側からの相談を引き出す秘訣といえます。

養護教員・担任・学校長などから健康相談以外の相談事例も記録してお役立ててください。

●教職員健康診断・相談の記録

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
対 応	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
対 応	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
対 応	

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
対 象	() 小・中・高・支援・その他 (年生)
内 容	
対 応	

Ⅷ 学校医の職務執行の準則

学校保健安全法施行規則第二十二條

学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一、学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
 - 二、学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 三、法第八条の健康相談に従事すること。
 - 四、法第九条の保健指導に従事すること。
 - 五、法第十三条の健康診断に従事すること。
 - 六、法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
 - 七、法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
 - 八、学校長の求めにより、救急処置に従事すること。
 - 九、市町村の教育委員会または学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断または法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
 - 十、前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

法第十一条の健康診断：就学時の健康診断

法第十五条第一項の健康診断：職員の健康診断



●担当校一覧

就任年度	担当校名	電話番号	校長名	養護教諭名
年度				
	内科校医名	耳鼻科校医名	眼科校医名	その他校医名
	学校歯科医名	学校薬剤師名	保健主事名	その他
就任年度	担当校名	電話番号	校長名	養護教諭名
年度				
	内科校医名	耳鼻科校医名	眼科校医名	その他校医名
	学校歯科医名	学校薬剤師名	保健主事名	その他
就任年度	担当校名	電話番号	校長名	養護教諭名
年度				
	内科校医名	耳鼻科校医名	眼科校医名	その他校医名
	学校歯科医名	学校薬剤師名	保健主事名	その他
就任年度	担当校名	電話番号	校長名	養護教諭名
年度				
	内科校医名	耳鼻科校医名	眼科校医名	その他校医名
	学校歯科医名	学校薬剤師名	保健主事名	その他

MEMO

